



日本語教育部会に関するこれまでの 検討状況等について

1. 日本語教育機関認定法について
2. 日本語教育機関認定法に関する日本語教育小委員会等での検討状況について
3. 日本語教育小委員会での審議経過について

1. 日本語教育機関認定法について

2. 日本語教育機関認定法に関する日本語教育小委員会等での検討状況について

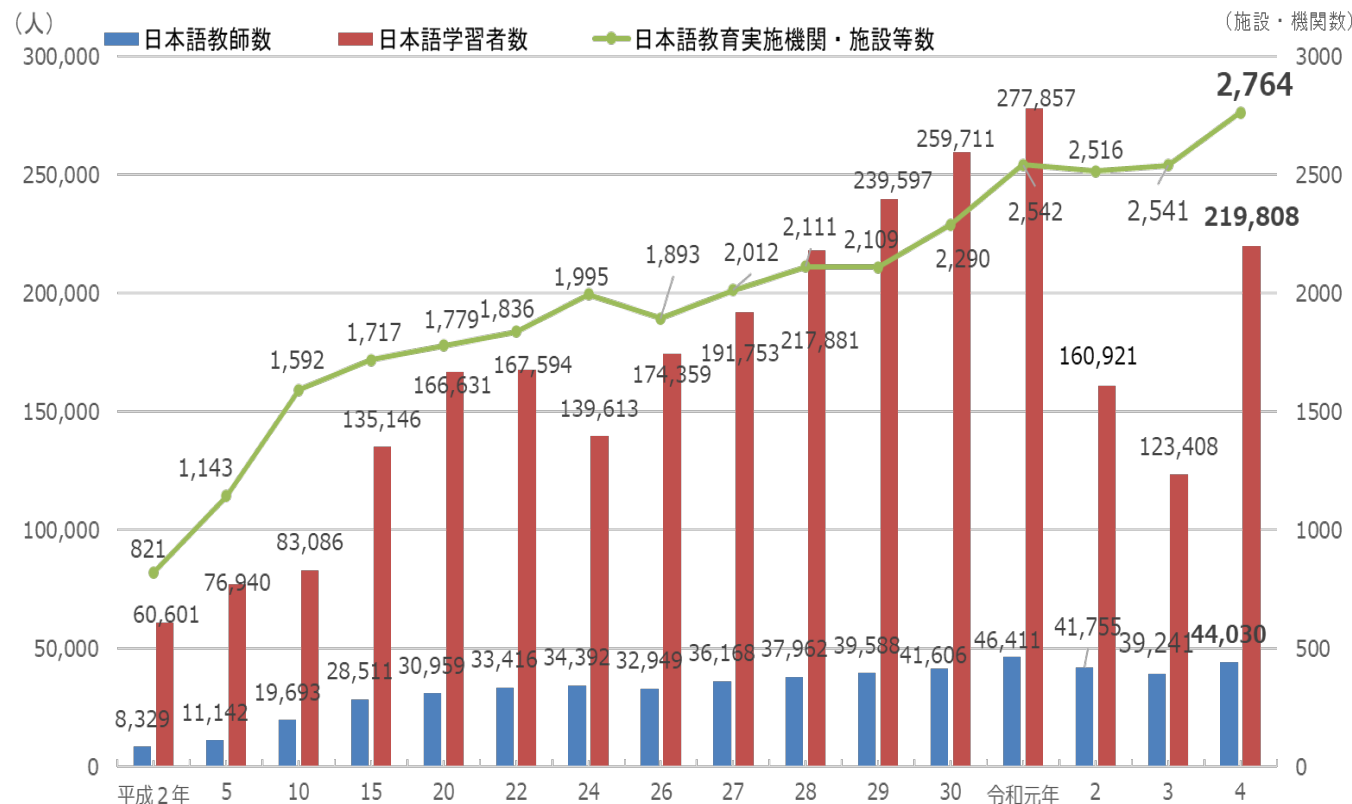
3. 日本語教育小委員会での審議経過について

日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

現状

- 国内の日本語学習者数は約28万人(R1)過去最高
- 日本語学習者 (H22:約16.8万→R1:28万人) 増加
- 日本語教育実施機関数(H22:約1800→R1:2500)増加
- 日本語教師数 (H22:約3.3万→R1:4.6万人) 近年横ばい

国内の日本語学習者数/教育機関・施設等数/日本語教師数の推移



課題

【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- **教育の質の確保のための仕組みが不十分**
- 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、**教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難**
- **専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分**
- **地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況**
- **全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要**

方向性

- ◆**新たな法案検討**：学習ニーズに対応した①**質が確保された「認定日本語教育機関」**、②**日本語教師の資格化に関する法整備**
- ◆**制度実現に向けた取組推進**：希望する学習者、企業、自治体等に向けて、**文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進**

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度 【第二条関係】

- 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等 【第二条・第五条関係】

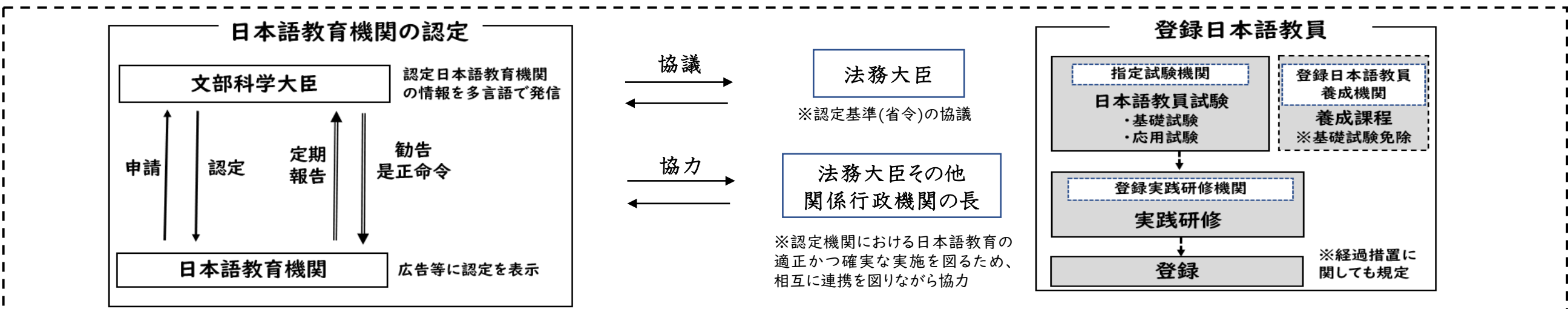
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置 【第十一条・第十二条関係】

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

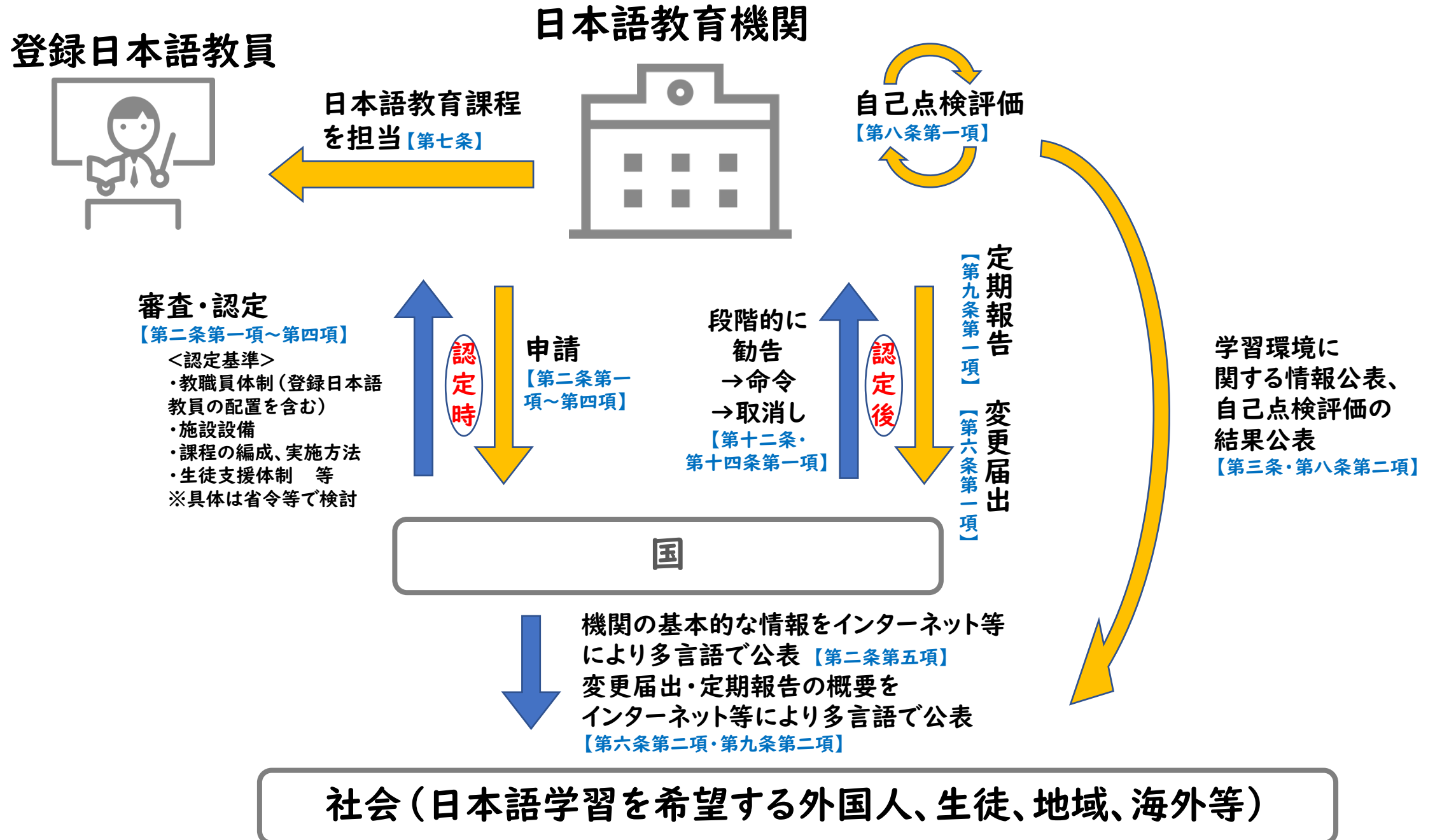
2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。【第十七条関係】
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



認定日本語教育機関制度の概要

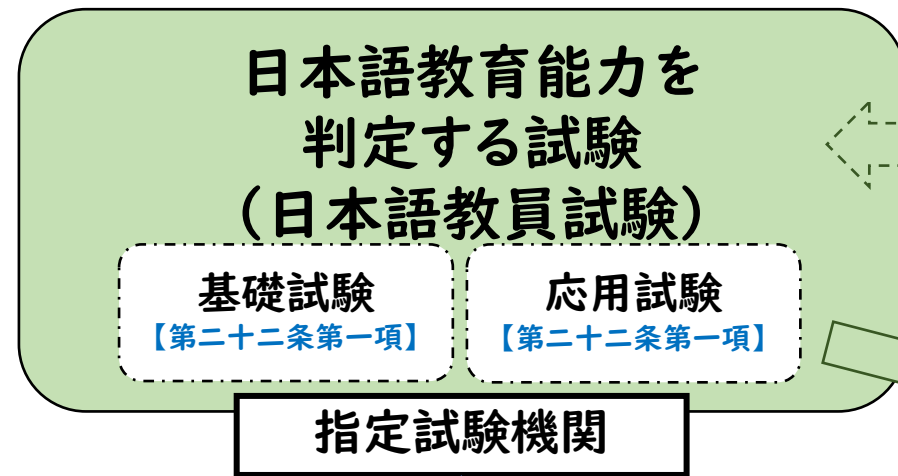
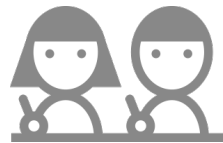
- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。



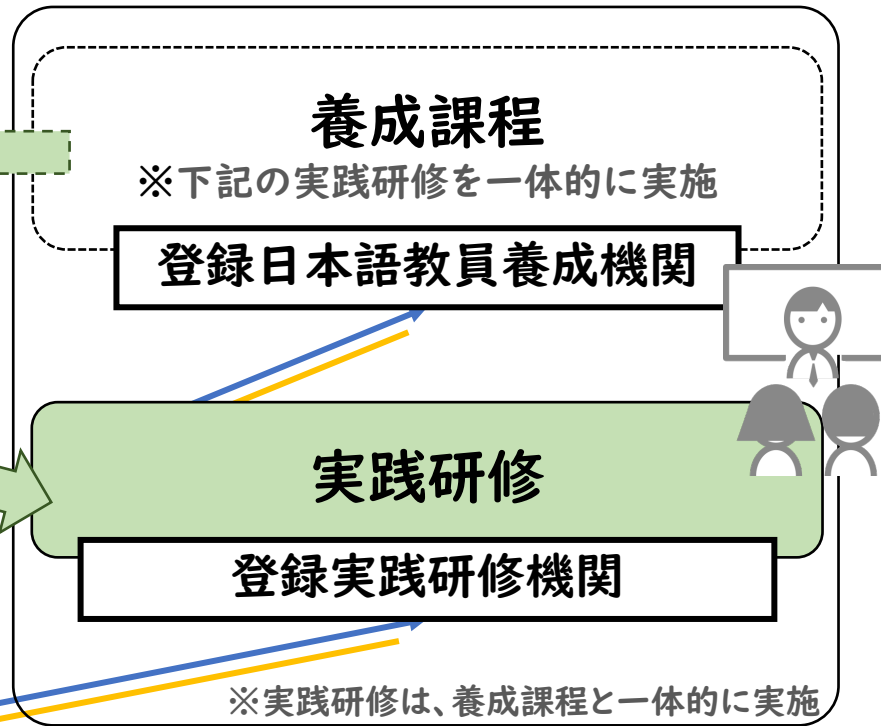
認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



養成課程修了者に対する基礎試験の免除【第二十三條第一号】



指定【第二十八條第一項】

指定後の監督
立入検査
報告徴収等
【第三十條～
第四十二條】

登録【第六十一條】

登録【第四十五條第一項】

登録【第十七條第一項】

登録証交付【第十八條第一項】

登録日本語教員

日本語教員試験合格及び実践研修の修了【第十七條第一項】

自己研鑽

知識及び技能向上のための研修

登録後、各自が自分に合った研修を受講

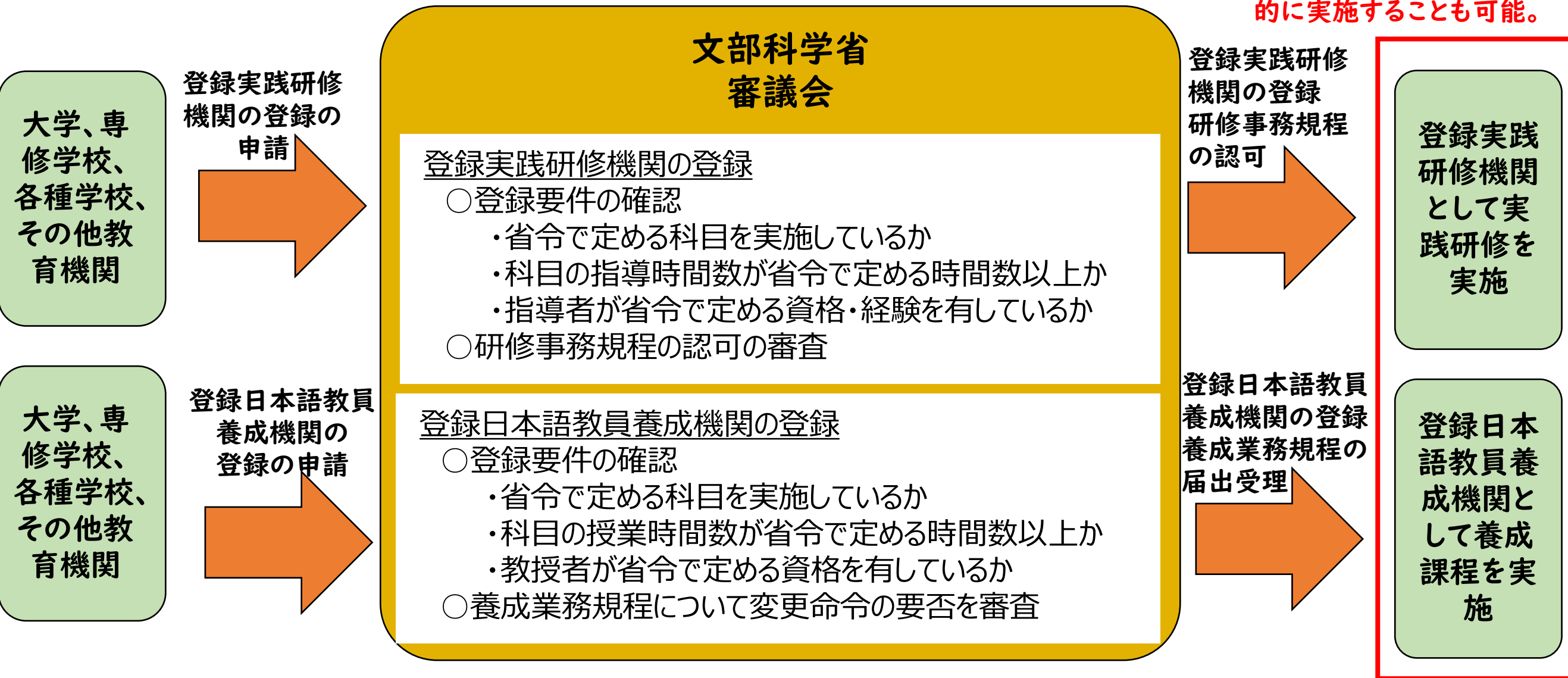
※灰色は、政省令等で検討する事項



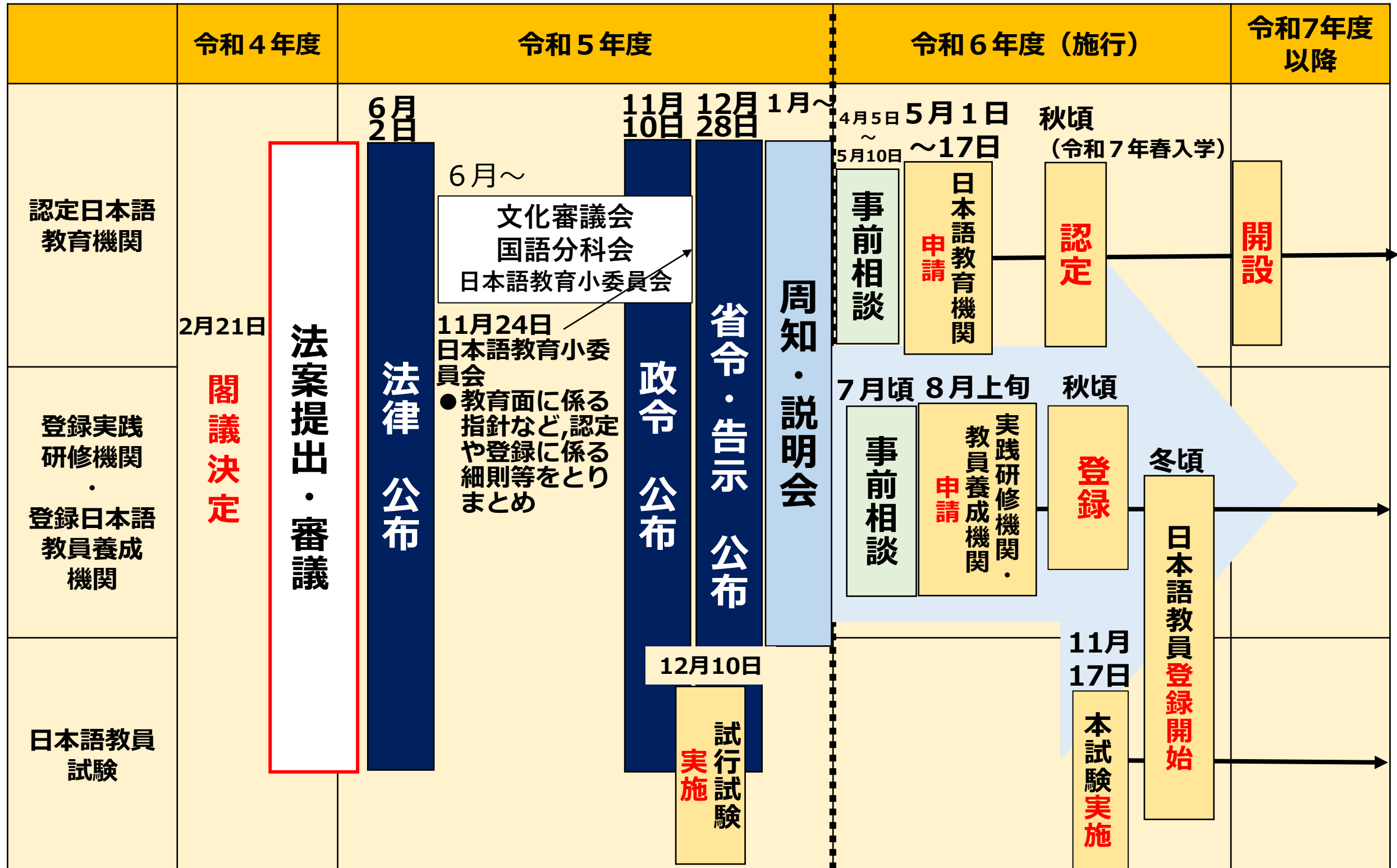
登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録手順

- 登録日本語教員の養成を希望する大学、専修学校、各種学校、その他教育機関が文部科学省に登録を申請。
- 一機関が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請し、登録を受けることも可能。
- 審査は審議会において、登録要件、研修事務規程の認可の可否、養成業務規程の変更命令の要否を審査。
- なお、登録日本語教員養成機関で養成課程を修了した者も登録実践研修機関で実践研修の修了が必要。
※登録日本語教員養成機関が養成課程と併せて教育実習を実施する場合、登録実践研修機関の登録を受け、実践研修として位置づけることとなる。

※一機関が両方の登録を受け、実践研修と養成課程を一体的に実施することも可能。



「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。 ※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は法施行後5年間としている。



1. 日本語教育機関認定法について
2. 日本語教育機関認定法に関する日本語教育小委員会等での検討状況について
3. 日本語教育小委員会での審議経過について

日本語教育機関認定法の省令等に関する議論の経過

令和4年	5月31日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第1回）
	6月30日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第2回）
	8月3日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第3回）
	9月27日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第4回）
	10月25日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第5回）
	11月17日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第6回）
	12月13日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第7回）
令和5年	1月25日	日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議（第8回） 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて（報告）」とりまとめ
	5月31日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	6月21日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第1回）
	6月26日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第1回）
	6月28日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	7月21日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第2回）
	7月24日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第2回）
	7月25日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	8月8日	中央教育審議会生涯学習分科会
	8月29日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第3回）
	8月30日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第3回）
	9月26日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	9月28日	中央教育審議会生涯学習分科会
	10月10日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第4回）
	10月13日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第4回）
	11月2日	登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループ（第5回）
	11月10日	認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ（第5回）
	11月24日	文化審議会国語分科会日本語教育小委員会
	12月4日	中央教育審議会生涯学習分科会

認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）

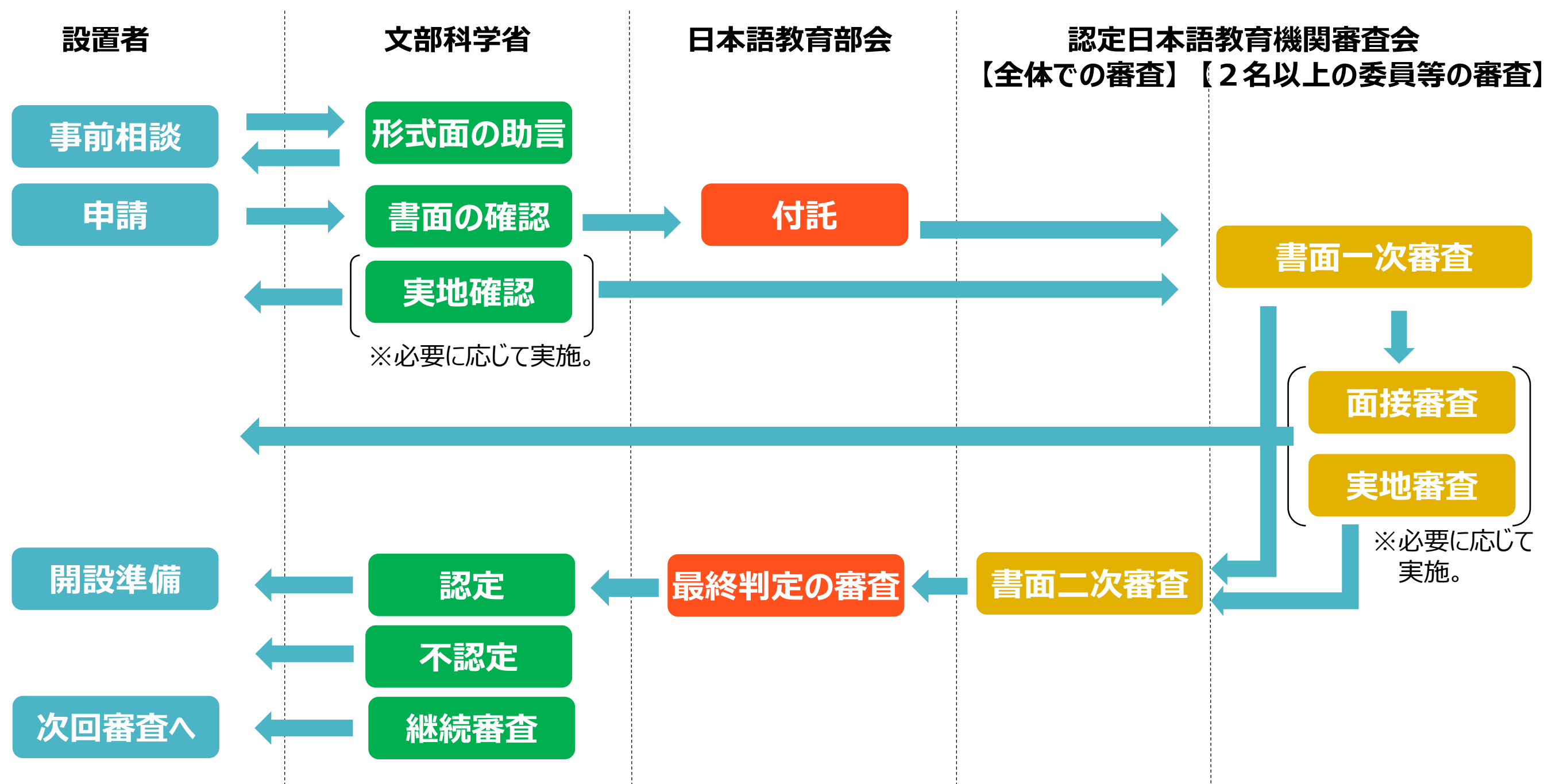
	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)	認定日本語教育機関(就労・生活)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
認定等の主体	国(法務大臣)	国(文部科学大臣)	国(文部科学大臣)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	就労者、生活者
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	●各課程の目的・目標等に応じて適切に定める ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	●B2以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく	●B1以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく ●3/4を上限にオンライン授業を実施可能
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者 等	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は 基礎試験を免除	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は 基礎試験を免除
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人) ●同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設・設備等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ただし、図書室と保健室は条件付で不要 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	—	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務
その他	—	毎年教育の実施状況について定期報告	毎年教育の実施状況について定期報告

日本語教育機関認定法の法令等の構成について

○日本語教育機関認定法の施行に当たっては、法及び政令のほか、以下の法令等が策定され、又は策定される予定となっている。

	省令	告示	通知等	審議会の決定（案）
認定日本語教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 施行規則 ● 認定基準 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件 	<ul style="list-style-type: none"> ● 施行通知 ● 認定日本語教育機関運営ガイドライン（案）（※入管庁と連名で策定） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査に当たり確認すべき事項 ● 教育課程編成のための指針 ● 審査要領 ● 実地視察規程
登録実践研修機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 施行規則 		<ul style="list-style-type: none"> ● 施行通知 ● 研修事務規程の審査基準（案） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査に当たり確認すべき事項 ● コアカリキュラム ● 審査要領 ● 実地視察規定
登録日本語教員養成機関	<ul style="list-style-type: none"> ● 施行規則 		<ul style="list-style-type: none"> ● 施行通知 ● 養成業務規程の審査基準（案） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 審査に当たり確認すべき事項 ● コアカリキュラム ● 審査要領 ● 実地視察規程
日本語教員試験	<ul style="list-style-type: none"> ● 施行規則 		<ul style="list-style-type: none"> ● 施行通知 ● 試験実施要項（P） 	
経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 施行規則 		<ul style="list-style-type: none"> ● 施行通知 ● 必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等の確認のための審査要項 ● 平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等の確認のための審査要項 ● 講習実施要項（P） 	

認定日本語教育機関の認定審査手順（案）



※直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除き、申請には事前相談を必須とする。

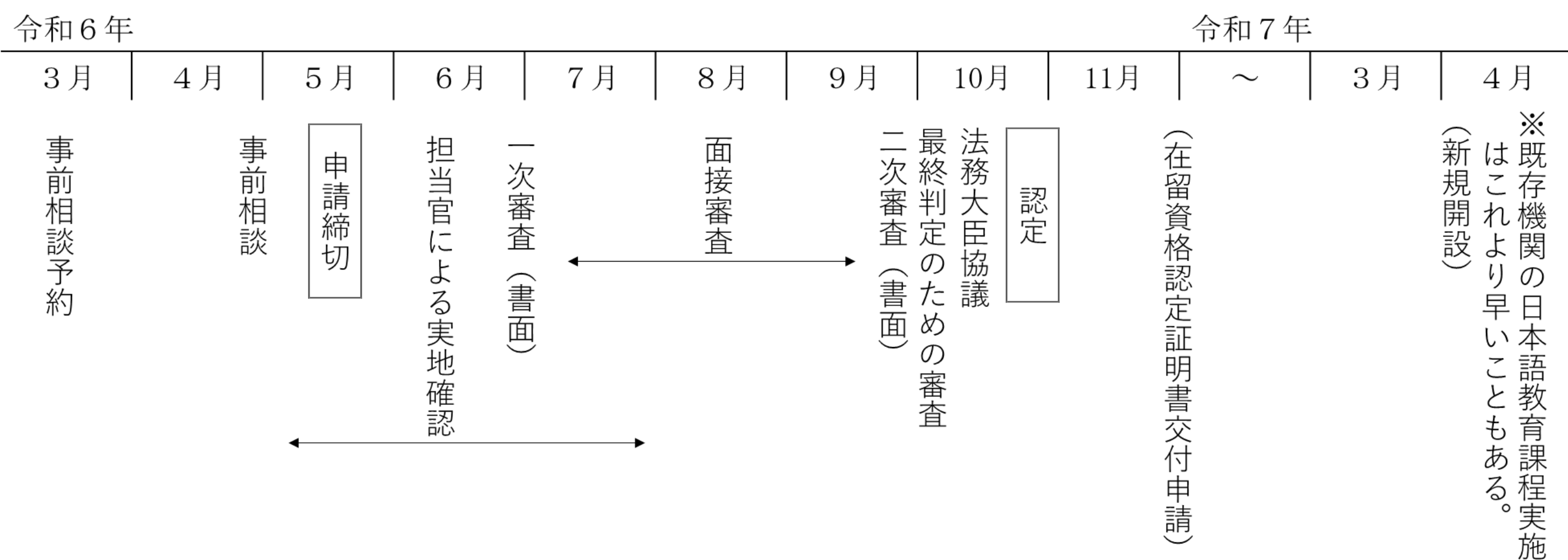
※年2回の審査を想定しており、不認定の判断を受けた場合、当該審査の次の審査のための前相談・申請の期限には間に合わないため、再度の申請を希望する場合は、次々回での申請に向けた準備をすることとなる。

※審査会は、一次審査又は二次審査の結果、申請の根幹に係る是正が必要な場合で、申請を抜本的に見直す必要があり、審査を継続すると最終判定が「不可」となるおそれがあると認められるときに、申請者に対してその旨を伝達することができる。（審査要領3(7)）

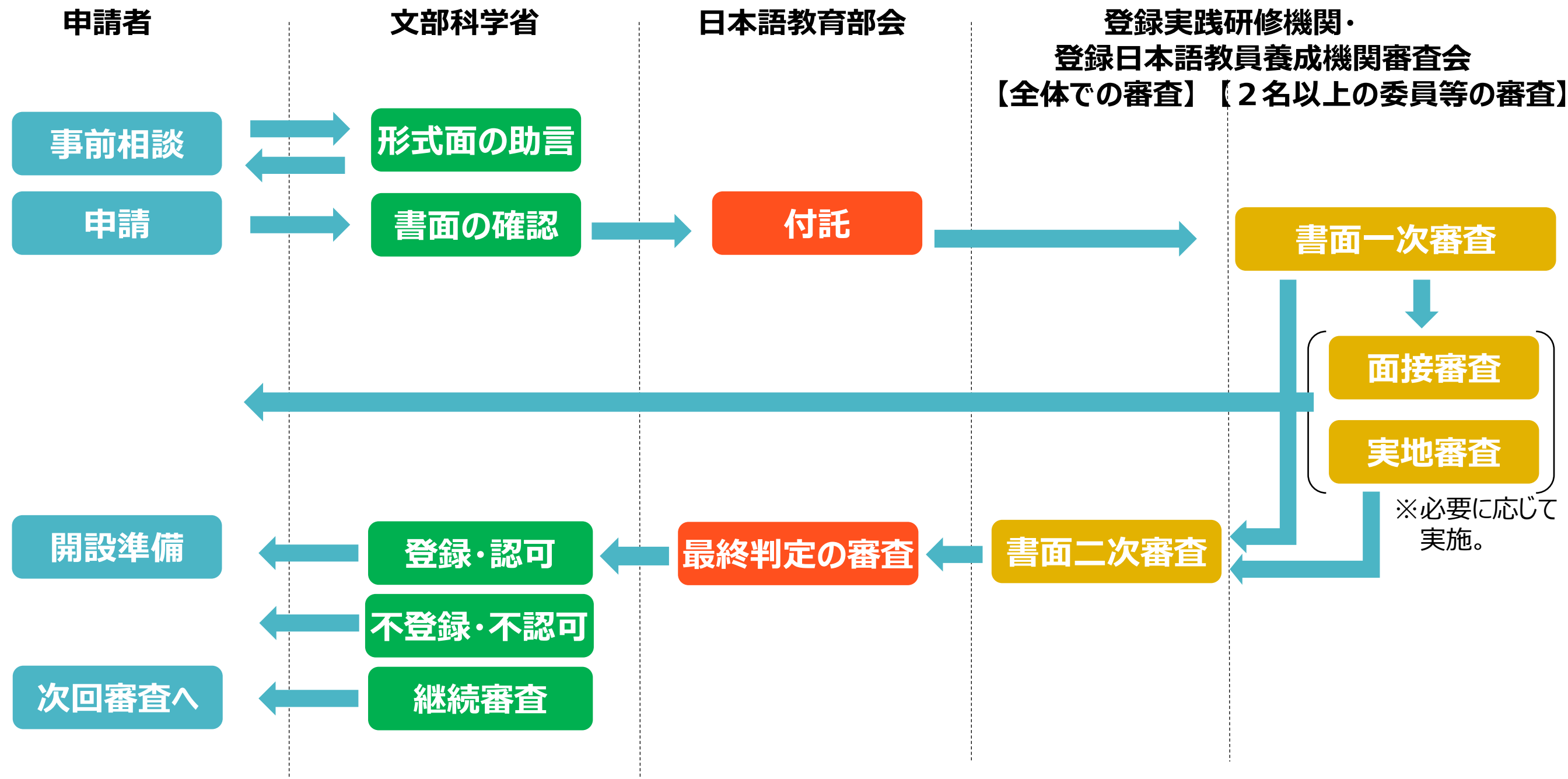
認定の申請に係る令和6年度の審査スケジュールについて

○申請は毎年2回の受付を予定している。

○令和6年度第1回目の申請・審査のスケジュールは以下のとおり。



登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録審査手順（案）

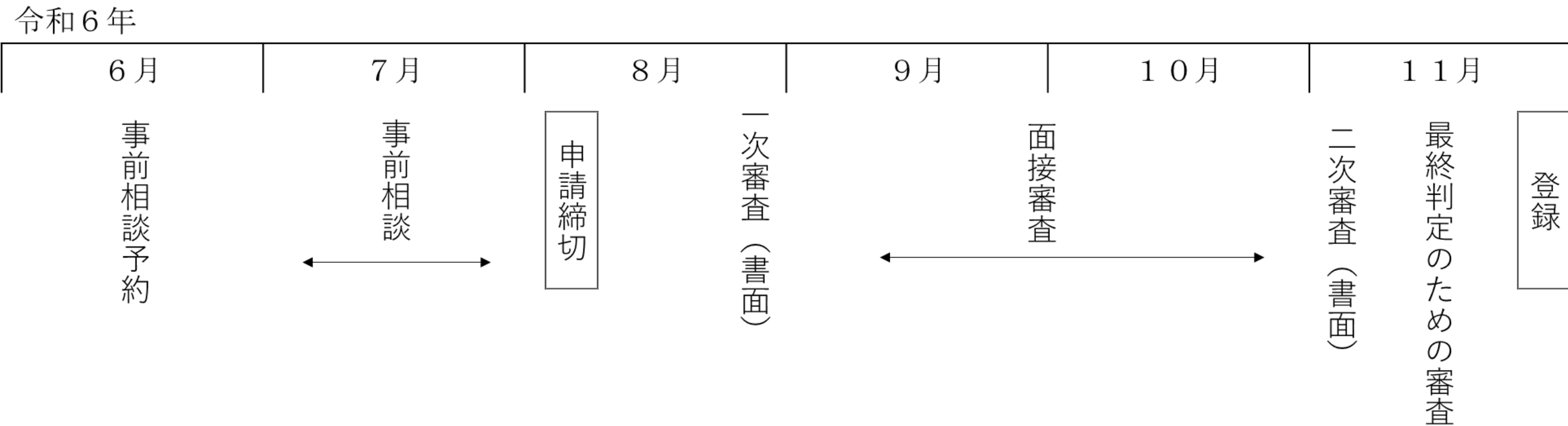


- ※登録要件への適合性の審査と同時に、研修事務規程や養成業務規定についても審査を行う。
- ※登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を同時に申請した場合は、審査も同時に行う。
- ※直近の審査で「継続審査」の判断を受けた場合を除き、申請には事前相談を必須とする。
- ※審査会は、一次審査又は二次審査の結果、申請の根幹に係る是正が必要な場合で、申請を抜本的に見直す必要があり、審査を継続すると最終判定が「不可」となるおそれがあると認められるときに、申請者に対してその旨を伝達することができる。（審査要領3(7)）

登録の申請に係る令和6年度の審査スケジュールについて

○申請は毎年2回の受付けを予定している。

○令和6年度第1回目の申請・審査のスケジュールは以下のとおり。



1. 日本語教育機関認定法について
2. 日本語教育機関認定法に関する日本語教育小委員会等での検討状況について
3. 日本語教育小委員会での審議経過について

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議経過①

平成19年7月25日

- ・文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置。中長期に在留する外国人の増加や社会参加の必要性の高まりを踏まえた日本語教育の在り方について検討を開始。

平成20年1月28日

- 「国語分科会日本語教育小委員会における審議について—今後検討すべき日本語教育の課題—」
...今後検討すべき課題を次の三つに整理（「①内容の改善」「②体制の整備」「③連携協力の推進」）。

平成21年1月27日

- 「国語分科会日本語教育小委員会における審議について—日本語教育の充実に向けた体制整備と「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等の検討—」

平成22年5月19日

- 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」

平成23年1月25日

- 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」

平成24年1月31日

- 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案 教材例集」
「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について」

平成25年2月18日

- 「「生活者としての外国人」に対する日本語教育における指導力評価について」
- 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」
...「課題整理に関するワーキンググループ」を設置し、日本語教育を推進する上での基本的な考え方と、具体的な施策の方向性や日本語教育の推進方策を議論していく際の「検討材料」として11の論点を整理。

平成26年1月31日

- 「日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）」

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議経過②

平成28年2月29日

- 「地域における日本語教育の推進に向けて－地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について－」

平成30年3月2日

- 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」

平成31年3月4日

- 「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」

令和元年3月12日

- 「日本語教師の資格の在り方について（報告）」

令和元年6月28日

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）公布・施行

令和2年6月23日

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）

令和2年11月20日

- 「日本語教育の参照枠」一次報告

令和3年3月12日

- 「日本語教育の参照枠」二次報告

令和3年10月12日

- 「日本語教育の参照枠（報告）」

令和4年2月18日

- 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議経過③

令和4年11月29日

- 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」
- 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」別冊「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」一覧

令和5年6月2日

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）公布

令和6年2月22日

- ・ 最終回となる第124回日本語教育小委員会を開催。
- 「「日本語教育の参照枠」の見直しのために検討すべき課題について－ヨーロッパ言語共通参照枠 補遺版を踏まえて－」

令和6年3月11日

- 「ICT を活用した日本語教育に関する検討の観点の整理について」